

平成 29 年 11 月 10 日

事業主殿

フォーラムエンジニアリング健康保険組合
理事長 林 誠 一
(公 印 省 略)

被扶養者の認定状況の確認（検認）について

健康保険法施行規則第 50 条^{*1}及び厚生労働省保険局長通知（保発第 1029004 号^{*2}）、厚生労働省保険局保険課長通知（保発第 1029005 号^{*3}）により、保険診療の適正化の観点から被扶養者の認定状況の確認（以下「検認」といいます。）を平成 30 年 2 月より実施致します。

事業主様には、平成 29 年 11 月下旬に健康保険被扶養者調書を送付いたしますので、被保険者の方々に配付していただき、期日までに事業主で取りまとめ（記載内容・必要書類の確認）、当組合に提出をお願い致します。

この検認は、保険診療の適正化の観点（保険給付費の適正な負担および高齢者医療への納付金・支援金の適正化）から給付等の公平性を維持し、被扶養者として既に認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを確認させていただくために必要な事務ですので事業主様のご理解とご協力をお願い致します。

1. 検認の対象となる方

平成 29 年 9 月 30 日現在（当組合受付現在）、被扶養者として認定を受けている 20 歳以上の方（平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた方）が対象となります。

2. 提出期日

平成 30 年 2 月 28 日

※検認に必要な書類を期日までにご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第 50 条 7 項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」により、被保険者証は無効になりますのでご注意ください。

3. 必要書類

◇健康保険被扶養者調書

◇調書の必要書類欄を参照の上、該当する書類を添付してください。

※添付書類は、対象者全員が必要となります。

【 参 考 】

※ 1 健康保険法施行規則第 50 条

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

※ 2 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)

被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

※ 3 厚生労働省保険局保険課長通知(保発第1029005号)

被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

健康保険法施行規則

(被保険者証の検認又は更新等)

第五十条 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

4 任意継続被保険者は、第一項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

5 保険者は、第二項又は前項の規定により被保険者証の提出があつたときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して、事業主又は任意継続被保険者に交付しなければならない。

6 事業主は、前項の規定により被保険者証の交付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に交付しなければならない。

7 第一項の規定により検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。